

## 添付書類の例（参考）

この一覧は、審査項目ごとに必要となる可能性のある書類を例示したものです。

また、建築許可にあつては、開発許可の相当する基準の該当項目を適用します。

申請に当たっては、記載内容に変更が無いことが明らかな場合を除き、原則、3か月以内に取得した証明書等を御用意ください。

＜添付書類（共通添付書類以外）法第 34 条関係＞

立地根拠	審査項目	添付書類参考一覧
線引き前所有地における自己用住宅 (法第 34 条第 12 号 市条例第 4 条第 2 号ア)	申請者は、自己又は配偶者が所有する住宅がなく(※1)、新たに自己用住宅を建築する必要があること	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 理由書</li> <li>• 借家証明書</li> <li>• 住民票※2</li> <li>• 転勤証明書</li> <li>• 無資産証明</li> <li>等</li> </ul>
	開発区域は、線引き時から現在まで申請者又はその親族が所有している土地であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 登記事項証明書</li> <li>等</li> </ul>
	親族は、申請者の 6 親等以内の血族又は 3 親等以内の姻族とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 親族図</li> <li>• 戸籍謄本（全部事項証明）</li> <li>• 住民票（世帯票）※2</li> <li>等</li> </ul>
	既存集落区域内の土地であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 案内図</li> </ul>
市街化調整区域に長期居住する者又はその親族のための自己用住宅 (法第 34 条第 12 号 市条例第 4 条第 2 号イ)	申請者は、自己又は配偶者が所有する住宅がなく(※1)、新たに自己用住宅を建築する必要があること	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 理由書</li> <li>• 借家証明書</li> <li>• 住民票※2</li> <li>• 転勤証明書</li> <li>• 無資産証明</li> <li>等</li> </ul>
	申請者又はその親族が、熊谷市又は隣接市町村の市街化調整区域に 20 年以上居住し、かつ現在、申請者又はその親族が熊谷市又は当該市町村の調整区域に居住していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 親族図</li> <li>• 親族の住民票※2</li> <li>• 親族の原戸籍の附票</li> <li>• 親族の戸籍謄本（全部事項証明）</li> <li>• 区域区分証明</li> <li>（ただし、市内で簡易に位置確認できる場合は省略できる）</li> <li>等</li> </ul>
	開発区域は、現在申請者又はその親族が所有している土地であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 登記事項証明書</li> <li>等</li> </ul>
	親族は、申請者の 6 親等以内の血族又は 3 親等以内の姻族とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 戸籍謄本（全部事項証明）</li> </ul>
	既存集落区域内の土地であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 案内図</li> </ul>

※1 「住宅がない」とは、住宅の所有権の全部又は一部を所有していないこと及び都市計画法上、住宅を建築するための許可を受けたことがないこと（許可を受けた後に用途変更により使用者等を変更したものを含む。）をいう

※2 住民票については、本籍、続柄等省略のないものを添付

市街化調整区域に線引き前から居住する者又はその親族のための自己用住宅 (法第 34 条第 12 号 市条例第 4 条第 2 号ウ)	申請者は、自己又は配偶者が所有する住宅がなく(※1)、新たに自己用住宅を建築する必要があること	<ul style="list-style-type: none"> <li>理由書</li> <li>借家証明書</li> <li>住民票※2</li> <li>転勤証明書</li> <li>無資産証明</li> <li>等</li> </ul>
	線引き時に自己又はその親族が当該市町村又は隣接市町村の調整区域に居住していたこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>親族図</li> <li>親族の住民票※2</li> <li>親族の原戸籍の附票</li> <li>親族の戸籍謄本(全部事項証明)</li> <li>区域区分証明 (ただし、市内で簡易に位置確認できる場合は省略できる)</li> <li>等</li> </ul>
	現在自己又はその親族が当該市町村又は隣接市町村の調整区域に居住していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>親族の住民票※2</li> <li>区域区分証明 (ただし、市内で簡易に位置確認できる場合は省略できる)</li> <li>等</li> </ul>
	開発区域は、線引き時から現在まで申請者又はその親族が所有している土地であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>登記事項証明書</li> <li>等</li> </ul>
	親族は、申請者の 6 親等以内の血族又は 3 親等以内の姻族とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍謄本(全部事項証明)</li> <li>住民票(世帯票)※2</li> <li>等</li> </ul>
市街化調整区域に長期居住する者の自己業務用建築物 (法第 34 条第 12 号 市条例第 4 条第 3 号)	申請者は 20 年以上前から現在の住所に居住していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の住民票</li> <li>等</li> </ul>
	自己の業務用の建築物であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務に関する資格証明書</li> <li>等</li> </ul>
収用移転 (法第 34 条第 12 号 市条例第 4 条第 4 号)	既存の建築物は自己の所有する建築物であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存建築物の登記簿謄本(登記事項証明書)</li> <li>家屋の課税(所在)証明</li> <li>収用等証明(原本)</li> <li>等</li> </ul>
既存建築物の敷地拡張 (法第 34 条第 12 号 市条例第 4 条第 7 号)	現に存する自己の居住又は自己の業務の用に供する建築物であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>従前の開発許可・建築確認等の写し</li> <li>等</li> </ul>
	既存の建築物の敷地をすべて含むこと	
	予定建築物の用途は、既存の建築物と同一であること	

※1 「住宅がない」とは、住宅の所有権の全部又は一部を所有していないこと及び都市計画法上、住宅を建築するための許可を受けたことがないこと(許可を受けた後に用途変更により使用者等を変更したものを含む。)をいう

※2 住民票については、本籍、続柄等省略のないものを添付

＜添付書類（共通添付書類以外）＞

立地根拠	審査項目	添付書類参考一覧	
法第34条第1号	予定建築物が1号で認められる業務のように供されること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書</li> <li>・ 取引証明書</li> <li>・ 資格証明書</li> <li>・ 業務経歴書</li> <li>・ チェーン加盟契約 等</li> </ul>	
	既存集落内の土地であること	50戸連たん図（白図） 等	
法第34条第2号	鉱物資源	開発区域は、鉱物資源が存在する市街化調整区域であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉱業権設定の許可書</li> <li>・ 租鉱権設定の許可書</li> <li>・ 鉱業原簿の写し 等</li> </ul>
		予定建築物が鉱業又は鉱物を原材料として使用する事業の用に供されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書</li> <li>・ 原材料の取引証明書</li> <li>・ 資格証 等</li> </ul>
	観光資源	開発区域は、観光資源が存在する市街化調整区域内であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が作成した観光パンフレット</li> <li>・ 温泉採掘削の許可書</li> <li>・ 温泉利用の許可書</li> <li>・ 温泉成分分析結果 等</li> </ul>
		予定建築物等が観光資源の観光又は観光価値の維持に供されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光協会等の事業計画書</li> <li>・ 休憩施設又は宿泊施設における 等</li> </ul>
法第34条第4号	農林漁業施設	開発区域は、農林漁業（経営面積又は前年の総販売額に基づく）が営まれている市街化調整区域であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産名寄台帳（山林面積）</li> <li>・ 農家証明（耕地面積）</li> <li>・ 前年度の所得証明（総販売額）</li> <li>・ 経営地の分布図（当該調整区域） 等</li> </ul>
		予定建築物が農林漁業の用に供されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書</li> <li>・ 生産物の取引証明書</li> <li>・ 補助を受ける場合補助金等の内示 等</li> </ul>
	処理・貯蔵・加工施設	開発区域は、取扱う農林水産物の過半（数量及び金額）のものが生産される市街化調整区域内であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産物の産地別一覧（数量及び金額）及び当該取引証明書 等</li> </ul>
		予定建築物等が農林水産物の集荷・出荷・選別・貯蔵・加工又は販売の用に供されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書</li> <li>・ 取引証明書（補助金等の内示） 等</li> </ul>

法第34条第6号		予定建築物等が中小企業高度化事業の用に供されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成事業の対象であることを証する書類</li> <li>・共同化又は集団化された組合等の定款</li> </ul> 等
		開発区域は、市町村の土地利用計画に支障がないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の基本計画における土地利用計画</li> </ul> 等
法第34条第7号		開発区域に隣接する土地（調整区域内）に既存工場が存すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・会社登記簿謄本又は履歴事項全部証明（会社謄本に変わるもの）</li> </ul> 等
		既存工場は、日本標準産業分類 F 製造業に分類される業種の工場であること	
		原材料又は生産物の数量及び金額において5割以上の関連を有すること	
法第34条第9号	休憩所	予定建築物がドライブイン又はコンビニエンスストアであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・商品等の取引証明書</li> <li>・チェーン加盟契約書</li> </ul> 等
	給油所	予定建築物等が主として一般通行車両の燃料の供給の用に供されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・燃料の取引証明書</li> <li>・チェーン加盟契約書</li> <li>・資格証明書</li> </ul> 等